

実績報告書完了 販売事業者 様

(一社) 滋賀県LPガス協会

滋賀県LPガス料金負担軽減支援事業（連絡）

【値引き(支援)事業 第7回目】

【支援金確定通知書の送付と精算払い請求書について】

1. 支援金確定通知書を送付させていただきました。

10月の実績(状況)報告書【様式7】等3点セットのご提出ありがとうございました。支援金の額が確定しましたので、支援金確定通知【様式8】[支援金の額の確定について(通知)]を送付させていただきます。ご確認ください、**精算払い請求書【様式9】**を作成いただき、ご提出お願いいたします。精算払い請求書が協会事務局に届きましたら、審査後、振り込みをさせていただきます終了となります。

支援金額等に違いがありましたらご連絡お願いいたします。

2. 精算払い請求書【様式第9】のご提出（送付方法）

精算払い請求書【様式第9】を作成いただきメール添付送信もしくはFAXにてご提出ください。

- ・ 支援金専用メールアドレス shienjigyo@shiga-lpg.or.jp
- ・ FAX番号：077-523-2884
- ・ 同封のレーターパックは別の時にご利用ください

※精算払い請求書【様式第9】をご提出いただいた後でも支援金（値引額等）の不確定な部分がありましたら、返還通知書【様式第11】によりご返金いただく可能性もありますのでご了解ください。

※概算払い請求をされた方は、精算払い請求書【様式第9】に必ず概算払いを受けた額のご記入をお願いいたします。

3. 支援金のお支払いについて

精算払い請求書が協会事務局に届きましたら、審査後、精算払い請求書に記載されている口座に振込みをさせていただきます。

この支援金のお支払いにて7回目の支援事業は終了となります。

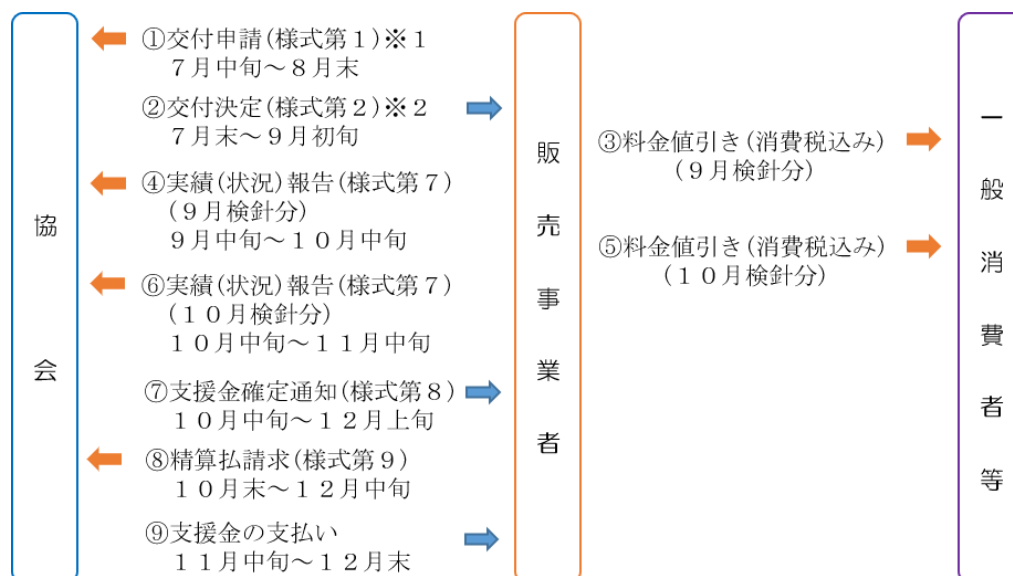
※支援金をお支払いした後も支援金（値引額等）の不確定な部分がありましたら、返還通知書【様式第11】によりご返金いただく可能性もありますのでご了承くださいますようお願いいたします。

4. 協会HPのトップページの滋賀県LPガス料金負担軽減支援事業（後期）のボタンより様式はダウンロードしていただけます。

ダウンロードにてご利用になられる場合は、協会HPのトップページの「滋賀県LPガス料金負担軽減支援事業」のボタンからお願いいたします。精算払請求書の日付は送付時の日付でお願いします。

5. 支援金事業の流れについて 手引書P3をご参照ください

今回、⑦支援金確定通知書【様式8】[支援金の額の確定について（通知）]を送付しましたので、⑧精算払い請求書【様式9】をいただきまして、⑨支援金の支払い（協会→皆様に振込）、終了となります



6. 値引き支援事業の今後について

LPガスはこの7回目をもって、値引き支援事業が終了となります。滋賀県としての第8回目につきましては、今のところ発表されておりません。一方、東近江市では、東近江市在住の消費者を対象とした12月検針分から770円（税込）値引きしていただく、値引き支援事業が10月後半から申請開始となります。

令和8年 月 日

一般社団法人滋賀県L Pガス協会会長 様

氏名又は名称及び法人にあっては
その代表者の氏名

住所

令和8年度滋賀県L Pガス料金負担軽減支援金 精算払請求書

令和8年 月 日付け滋L P協第 号で標記支援金の額の確定通知があった事業について、令和8年度滋賀県L Pガス料金負担軽減支援金交付要領第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 精算払請求額または返還額

概算払いを受けた額	(A)	円
支援金の確定額	(B)	円
精算払請求額（ $B \geq A$ の場合）	$(B - A)$	円
支援金の返還額（ $B < A$ の場合）	$(A - B)$	円

2 精算払額の振込先

金融機関名		支店名	
預金種別 (☒ が該当)	☐ 普通預金 ・ ☐ 当座預金		
口座番号			
(フリガナ) 口座名義			

<記入例>

・・・概算払いを行っていない場合の記入例・・・

様式第9（第15条関係）

令和8年△月△△日

一般社団法人滋賀県LPGガス協会会長 様

名称 滋賀エルピーガス販売株式会社

代表取締役 滋賀 太郎

住所 大津市京町四丁目1番1号

令和8年度滋賀県LPGガス料金負担軽減支援金 精算払請求書

支援金額確定通知の書類の右上の日付と文書番号をご記入下さい

令和8年□月□□日付け滋LPG協第○○○号で標記支援金の額の確定通知があった事業について、令和8年度滋賀県LPGガス料金負担軽減支援金交付要領第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 精算払請求額または返還額

概算払いを受けた額	(A)	0円
支援金の確定額	(B)	1,240,200円
精算払請求額 (B ≥ Aの場合)	(B - A)	1,240,200円
支援金の返還額 (B < Aの場合)	(A - B)	-円

2 精算払額の振込先

金融機関名	●●銀行	支店名	●●支店
預金種別 (☑が該当)	☑普通預金 ・ □当座預金		
口座番号	●●●●●●●●		
(フリガナ) 口座名義	シガエルピーガス販売株式会社 代表取締役 滋賀 太郎		

<参考> 支援金額確定通知（協会→販売事業者）例

・・・概算払いを行っていない場合・・・

精算払い請求書を記入される時の参考にしてください。

滋LP協第〇〇〇号

令和8年□月□□日

〇〇販売事業者 様

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長

令和8年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金の額の確定について（通知）例

標記の支援金については、令和8年◇月◇◇日付けにて報告のあった実績にて、令和8年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金交付要領第14条の規定により、次のとおり支援金の額を確定したので通知します。

1 要領に基づく値引きに対する原資支援額（1円未満切り捨て） 1,041,600円

値引き原資支援額＝値引き総額（税込み額）÷1.1（1円未満切り捨て）

精算払い請求書には記入しません

2 要領に基づく値引き実施のための経費支援額（事務手数料） 198,600円

販売事業者事務手数料＝400円×値引きした消費者数（9月10月平均数）

【上限160万円】

精算払い請求書には記入しません

※「値引きを行った一般消費者数（9月10月平均数）」は、9月と10月の値引きをした消費者数を足して2で割った数になります

3 支援金の確定額（上記1＋2の合計額） 1,240,200円

精算払い請求書の（B）に記入

※ 概算払い（前もって値引き資金の請求制度）を行った金額 0円

概算払い制度を利用された方は、この金額を精算払い請求書の（A）に記入

利用されていない方は、精算払い請求書の（A）は、0円と記入

（内 訳）

検針	値引き単価 （税込）	値引きした 消費者数	値引き総額	値引き原資 支援額	概算払いを 行った金額
9月	1,540円	495件	762,300円	693,000円	0円
10月	770円	498件	383,460円	348,600円	0円
9・10月合計		（平均）496.5件	1,145,760円	1,041,600円	0円

<記入例>

・・・概算払いを行った場合の記入例・・・

様式第9（第15条関係）

令和8年△月△△日

一般社団法人滋賀県LPGガス協会会長 様

名称 滋賀エルピーガス販売株式会社

代表取締役 滋賀 太郎

住所 大津市京町四丁目1番1号

令和8年度滋賀県LPGガス料金負担軽減支援金 精算払請求書

支援金額確定通知の書類の右上の日付と文書番号をご記入下さい

令和8年□月□□日付け滋LPG協第○○○号で標記支援金の額の確定通知があった事業について、令和8年度滋賀県LPGガス料金負担軽減支援金交付要領第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 精算払請求額または返還額

概算払いを受けた額	(A)	1,029,000円
支援金の確定額	(B)	1,240,200円
精算払請求額 (B ≥ Aの場合)	(B - A)	211,200円
支援金の返還額 (B < Aの場合)	(A - B)	－円

2 精算払額の振込先

金融機関名	●●銀行	支店名	●●支店
預金種別 (☑が該当)	☑普通預金 ・ □当座預金		
口座番号	●●●●●●●●		
(フリガナ) 口座名義	シガエルピーガス販売株式会社 代表取締役 滋賀 太郎		

＜参考＞支援金額確定通知（協会→販売事業者）例

・・・概算払いを行った場合・・・

精算払い請求書を記入される時の参考にしてください。

滋LP協第〇〇〇号

令和8年□月□□日

〇〇販売事業者様

一般社団法人滋賀県LPガス協会会長

令和8年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金の額の確定について（通知）例

標記の支援金については、令和8年◇月◇◇日付けにて報告のあった実績にて、令和8年度滋賀県LPガス料金負担軽減支援金交付要領第14条の規定により、次のとおり支援金の額を確定したので通知します。

1 要領に基づく値引きに対する原資支援額（1円未満切り捨て） 1,041,600円

値引き原資支援額＝値引き総額（税込み額）÷1.1（1円未満切り捨て）

精算払い請求書には記入しません

2 要領に基づく値引き実施のための経費支援額（事務手数料） 198,600円

販売事業者事務手数料＝400円×値引きした消費者数（9月10月平均数）

【上限160万円】

精算払い請求書には記入しません

※「値引きを行った一般消費者数（9月10月平均数）」は、9月と10月の値引きをした消費者数を足して2で割った数になります

3 支援金の確定額（上記1＋2の合計額） 1,240,200円

精算払い請求書の（B）に記入

※ 概算払い（前もって値引き資金の請求制度）を行った金額 1,029,000円

概算払い制度を利用された方は、この金額を精算払い請求書の（A）に記入

利用されていない方は、精算払い請求書の（A）は、0円と記入

（内 訳）

検針	値引き単価 （税込）	値引きした 消費者数	値引き総額	値引き原資 支援額	概算払いを 行った金額
9月	1,540円	495件	762,300円	693,000円	686,000円
10月	770円	498件	383,460円	348,600円	343,000円
9・10月合計		（平均）496.5件	1,145,760円	1,041,600円	1,029,000円